

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月10日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査の対象

会計課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

2. 監査の期間

令和2年2月5日から令和2年2月20日まで

3. 監査の方法

監査対象課等に監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取することにより監査を実施した。

4. 監査の結果

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。

ただし、次の事項については改善措置が必要と認められる。

○公金の取り扱い方法について、各課等の監査を実施したところ、使用料等の現金の收受方法に差異があることから、公金管理における事故の防止の観点から現状を把握し、財務規則の整備や標準的な公金取扱基準の整備などを検討し、関係法令等に基づく適正な公金管理及び指導に努めること。

○支払事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律による支払期限を超えて支出しているケースが認められるため、契約時における支払期限の設定や適正な支払日の設定など支払事務環境の整備を検討し、法令に基づき支払遅延が生じないように努めること。